

お知らせ

裁判員制度 Ⅱ 来年5月21日からスタート Ⅱ

初めての名簿記載通知を目前に控えて

○裁判員裁判の実施に向けて、地方裁判所では、今年10月下旬から11月上旬ころまでの間に翌年分の裁判員候補者名簿を作成します。名簿は、市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出して、地方裁判所に提出した名簿を基に、地方裁判所で作成します。

○裁判員候補者名簿に載った方には、今年11月下旬から12月上旬ころまでの間に名簿に記載され、呼出状の届く可能性があることを事前に伝えるための通知を行います。

また、この通知と一緒に調査票が送られます。調査票では

① 裁判員になることができない職業に就いているかどうか(就職禁止事由への該当の有無)

② 1年を通じての裁判員辞退希望の有無・理由

③ 月の大半にわたって裁判員となるのが特に困難な特定の月がある場合、2

か月を上限として、その特定の月における辞退希望の有無理由をお尋ねします。

調査票をお送りするのは、できるだけ早期にこのような事情をお尋ねすることにより、裁判員に選ばれることがない方が裁判員候補者として裁判所にお越しいただくことなくてもいいようにして、裁判員候補者の方々のご負担を軽減するためです。記入・返送にご協力ください。

○今後も、裁判員制度の実施に向けて、皆さんに様々な情報をお知らせしていきます。裁判員制度の詳細については、裁判員制度ウェブサイト

(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)でも紹介していますので、是非ご覧ください。

問合せ

千葉地方裁判所総務課
☎043(222)0165

第2回 市民懇談会の報告

総合計画

〜ともに手を携えて誇りを持てるまちづくり〜

◇今年3月に策定した総合計画をテーマに、第2回市民懇談会を7月24日、25日の2日間、成東・蓮沼地区の2会場で開催しました。今回は28人の参加をいただきました。

【総合計画とは】

地方自治法に基づいて策定し、まちづくりの最上位に位置づけられる計画です。

山武市総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されます。

◇懇談会での意見・回答の一部を紹介します。

●合併前に実施すると決めた事業と合併後に実施を決めた事業を教えてください。

○新市建設計画は具体的な事業計画ではなく、総合計画にゆだねるとなっています。そのため、旧町村から引き続き実施している事業も多く、合併後、事業内容等を充分検討し実施しています。

●環境問題などに市民協働として高齢者の参画を促してはどうでしょうか。

○市民協働を活発にすることは大切なことであり、環境面だけでなく市民の参画を促していきたいと思えます。

●若い人が地域に根付くように企業誘致を行っていたきたい。

○優良企業は、優良な若者がいる場所に進出していきます。そのような若者を育てながら、成田空港を基点とし、バイオ産

業・環境産業などの企業誘致を行っていきます。

●将来人口が減少しているが、何か対策はないか。若者に魅力あるまちづくりが必要ではないか？そのためには、最低でも光ファイバーによるインターネット環境の整備が必要ではないでしょうか。

○小学校・中学校については、光ファイバーを利用したインターネット環境が整備されています。各地域については、民間業者による商業ベースでの展開となるため行政側で光ファイバー網の整備は難しいと思います。

●概要版には具体的な計画が記載されていないが、より具体的な計画を不すべきでは。

○総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成されていますが、実施計画は毎年見直しを図るため、概要版は基本構想・基本計画の構成となっています。

具体的な事業計画が記載されている実施計画については、市のホームページ及び企画政策課でご覧ください。

担当 Ⅱ 企画政策課

